

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 24 年 8 月 30 日
開 会 時 刻	午後 3 時 31 分
閉 会 時 刻	午後 4 時 16 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治 ○上田修一 野崎隆太 吉井詩子
	吉岡勝裕 黒木騎代春 宿典泰 中山裕司
	西山則夫 議長
欠 席 委 員 名	藤原清史
署 名 者	
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	「北浜スポーツグラウンドの指定管理者制度の導入について」
	「フットボールヴィレッジの使用料について」
	「地球温暖化防止実行計画（案）について」
	「浄化槽設置整備事業補助金について」
	「特別養護老人ホーム整備状況について」（報告案件）
	「障害者相談支援事業について」（報告案件）
	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う対応について」（報告案件）
説 明 員	教育長 教育部長 教育次長 教育総務課長 教育総務課副参事
	生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課副参事
	学校教育課副参事 環境生活部長 環境課長
	健康福祉部長 健康福祉部次長 介護保険課長 長寿課長
	産業観光部長 産業観光部参事 観光事業課長
	ほか関係参与

協議結果ならびに経過

教育民生委員会閉会後に教育民生委員協議会を開き、「北浜スポーツグラウンドの指定管理者制度の導入について」「フットボールヴィレッジの使用料について」「地球温暖化防止実行計画（案）について」「浄化槽設置整備事業補助金について」を順次協議し、また「特別養護老人ホーム整備状況について」「障害者相談支援事業について」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う対応について」報告がありましたが、その概要は次のとおりでした。

開会 午後 3 時31分

◎中村豊治委員長

ただいまから、教育関係委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は8名でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、御手元に配付のとおり、北浜スポーツグラウンド指定管理者制度の導入について、フットボールヴィレッジ構想の使用料について、地球温暖化防止実行計画案について、浄化槽設置整備事業補助金について、以上4件、また報告案件といたしまして、特別養護老人ホーム整備状況について、障害者相談支援事業について、障害者虐待防止、障害者の保護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う対応について、以上3件の報告案件でございます。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【北浜スポーツグラウンド指定管理者制度の導入について】

◎中村豊治委員長

それでは、「北浜スポーツグラウンド指定管理者制度の導入について」御協議願います。当局から説明をお願いいたします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

御協議いただきます案件は、北浜スポーツグラウンドの指定管理者制度の導入について、ほか6件でございます。

なお詳細につきましては、それぞれ担当課より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

生涯学習・スポーツ課副参事。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

北浜スポーツグラウンドへの指定管理者制度の導入についてを御説明申し上げます。

別添の資料1をごらんいただきますようお願いいたします。

まず、施設概要ですが、北浜スポーツグラウンドは、伊勢市村松町に所在し、多目的広場とテニスコートからなる延べ面積8,700平方メートルのグラウンドです。

場所の位置関係につきましては、資料1-2をごらんください。地図を添付させていただきます。

次に、現状でございます。

北浜スポーツグラウンドは現在、直営で管理運営を行っております。

管理運営するために要する経費の歳出は、平成24年度当初予算で、体育施設管理運営経費78万円となっております。内訳は資料1-1の管理経費をごらんください。

まず丸1、丸2、水道、電気料金ですけれども、これは平成19年度より5年間の平均により算出いたしました。

3番目の浄化槽維持管理業務につきましては、年4回の保守点検と年1回の清掃業務についての金額です。

4番目、除草業務につきましては、市内体育施設の除草業務のうち、北浜スポーツグラウンドに要する金額を上げさせていただきます。

歳入は、主に地元のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが利用の中心であることから、昨年度実績においても収入はございません。

次に、括弧3、導入の方針・スケジュールについてでございます。

丸1、管理形態は一つの施設に対して、一の指定管理者を採用する、「単独管理」といたします。

丸2、指定管理者制度の開始時期ですが、平成25年4月1日を予定しております。

丸3、指定期間でございますが、「伊勢市指定管理者制度導入指針」に「指定期間は原則として5年以内とし、管理業務の内容を考慮して期間を設定するものとします」と定められており、5年間としたいと考えております。

丸4、選定方法につきましては、「導入指針IV指定管理者の選定方法、2指定管理者の選定に係る特例措置、(4)政策的必要がある場合、地域活力の向上、市民活動の育成、地域福祉の推進等、市の推進する施策目的に合致する団体で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認める者を指名するとき」に基づき、特定の者を指定することとしたいと考えております。

丸5、指定候補者としては本施設所在地の地元自治会であります「村松町会」様にいた

したいと考えております。

丸6、指定の理由でございますが、当該施設は地元からの要望により整備され、平成8年度から供用を開始した施設であり、利用者のほとんどが北浜地区住民や団体であるという地域性の強い施設であること。また、指定候補者は施設所在地の地元自治会として、施設設置当初から維持管理等に御協力をいただいております、引き続き協力の意向を示されていることから、当該団体を指定管理者として指定することとしたいと考えております。

丸7、体育施設条例の一部改正につきましては9月市議会定例会へ、指定の議決につきましては12月市議会定例会へ議案を上程したいと考えております。

丸8、最後に、指定管理者制度導入後の運営内容ですが、現在の直営時と同様にしたいと考えております。

以上、北浜スポーツグラウンドへの指定管理者制度の導入について、御説明申し上げました。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がございましたらお願いします。御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【フットボールヴィレッジの使用料について】

◎中村豊治委員長

次に、「フットボールヴィレッジの使用料について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

それでは、フットボールヴィレッジの使用料について御説明いたします。資料2をごらんください。

まず、施設の現状でございますが、平成16年8月に天然芝コート1面、平成19年10月に人工芝コート2面が整備され、朝熊山麓公園フットボール場として市内外の皆様に親しまれ、御利用いただいているところでございます。

次に、県営サンアリーナ前に新たに設置されます人工芝コートの概要でございますが、平成25年2月の完成に向け、現在工事が進められているところでございます。

建築概要でございますが、クラブハウスは約1,000平米で、地下1階、地上2階、構造は、鉄骨造り、一部鉄筋コンクリート造りの施設でございます。また、メインとなるAピッチには屋外観覧席683.1平米を備えております。

続いて、クラブハウスの概要でございますが、地下1階部にはロッカールーム4室と救

護室、地上1階部は観覧や通路としてのスペース、地上2階部には会議室2室と多目的スペース、審判室、事務所などが配置されています。

続いてサッカーコートの概要でございますが、サッカーコートは人工芝2面、防球ネット、そしてメインとなるAピッチには照明設備や900席程度の観覧席が配置されております。

続いて駐車場の概要でございます。東側駐車場に202台程度、西側駐車場には311台程度ということで、合わせて500台ほどの駐車スペースが確保される予定でございます。

次に天然芝コートですが、工事の期間は先ほどの人工芝コートと同様、2月完成の予定でございます。

建築概要につきましては、クラブハウスが61.6平米、地上1階の木造造りで更衣室が2室配置されております。

以上が、人工芝コート、天然芝コートの概要でございます。

次に資料2-1をごらんください。施設の位置図でございます。

今回の整備によりまして、人工芝グラウンド4面、天然芝グラウンド1面の計5面を有する施設となりますが、これらの施設はごらんいただいたとおり、3つのエリアに分かれることから、このエリアをあわせまして施設名称を「伊勢フットボールヴィレッジ」に変更するとともに、現在のA・B・CピッチをそれぞれC・D・Eピッチへ変更し、新たに設置されます人工芝グラウンドをA・Bピッチとする予定でございます。

次に資料2-2をごらんください。

新たに設置をされます人工芝グラウンドとクラブハウスのイメージ図でございます。施設の特徴といたしましては、先ほど御説明をいたしました、Aピッチには屋外観覧席として900席程度のスタンドと照明設備を備えております。また、人工芝はA・Bピッチとも完成後にJFA公認を取得する予定でございます。

次に資料2-3をごらんください。

人工芝グラウンド及び天然芝グラウンドの使用料の一覧でございます。新設をされます施設使用料でございますが、既設の使用料をベースといたしまして、県内あるいは東海・近畿エリアの類似施設を参考に検討をいたしました。

ごらんのとおり、ピッチ・照明設備とも1時間を単位としております。また、これまで市民の場合と市民でない場合の2区分であった使用者欄に、高校生以下と営利を目的とする場合の2項目を加えております。

高校生以下につきましては、学生利用時の使用料の負担軽減並びに活動支援を目的といたしまして、また営利を目的とした利用につきましては、エージェントさん等によるサッカー教室などの営利事業の開催ということを想定しているところでございます。

各ピッチとも高校生以下につきましては、一般使用料の2分の1、伊勢市民でない場合は、一般使用料の2倍でございます。

また、営利を目的とする場合につきましては、Aピッチ、一般使用料の約3倍の設定をしており、AからEピッチの全てを同額というふうなかたちのなかで設定しております。

各ピッチの使用料並びに照明設備の使用料はごらんのとおりでございます。

次に資料2-4をごらんください。

こちらは、クラブハウス内の各部屋並びに設備利用時の使用料でございます。いずれも1時間を単位としており、放送設備・プロジェクターは1回を単位として使用料を設定し

ております。

これらの事項につきましては、関係をいたします観光事業課並びに利用団体様、寄付事業者様の御意見等をお伺いをしながら調整をいたしました。

最後に、今後の予定でございますが、本日御協議いただいた後、9月市議会定例会におきまして、体育施設条例の一部改正について議案を上程する予定でございます。

以上、簡単でございますが、フットボールヴィレッジの使用料について御説明を申し上げました。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

はい、ただいまの説明、報告に対しまして御発言がありましたら、お願いをします。
ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【地球温暖化防止実行計画（案）について】

◎中村豊治委員長

次に、「地球温暖化防止実行計画案について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

環境課長。

●坂本環境課長

それでは、地球温暖化防止実行計画案について御説明の前に、大変申し訳ございません、2点の修正をお願いいたしたいと思えます。

まず、資料3-1、地球温暖化防止実行計画案につきまして、2ページ目の上から4つ目の黒丸に市の率先事項、重なるという字がついておりますけれども、正しくは市の率先事項ですので、重いという字を削除をよろしくお願いいたします。

続きましてもう1点、申し訳ございません。次、資料3-2、地球温暖化防止実行計画案概要版をごらんいただきたいと思えます。この概要版につきまして、ページ数が抜けております。大変申し訳ございませんけれども、最初のページを1ページとしていただきまして、最後が6ページになりますようにページ番号をふっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、地球温暖化防止実行計画案について、御説明をさせていただきます。

資料3-1、地球温暖化防止実行計画案についての1ページ目をごらんいただきたいと思えます。

1、計画策定の目的でございますけれども、本計画は、伊勢市地球温暖化対策分野におけます施策及び取り組みをまとめ、市民、事業者、滞在者及び行政の連携により市域の温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいくための実行計画として策定するものでございま

す。

次に2、計画の位置付けでございますが、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の2項に基づきまして、伊勢市全域に係る実行計画を策定するものでございます。

また、平成21年度に策定をいたしました伊勢市環境基本計画におきまして、地球温暖化対策分野の実行計画の一つにもなっております。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、平成20年12月に策定をいたしております伊勢市地球温暖化防止実行計画、事務事業編につきましても、今回の伊勢市全域に係る計画策定に伴い、内容の見直しを行い、本計画の一部へ包含をいたしております。

次に3、経過でございますけれども、資料3-4、策定経過でお示しをさせていただいたとおり、環境審議会や環境管理委員会を開催をいたしまして、協議・調整をさせていただきました。

そして今般、本計画案がまとまりましたので、教育民生委員協議会へ計画の構成と今後の予定について御報告させていただくものでございます。

次に4、計画の主な内容でございますけれども、計画期間につきましては、平成24年度から32年度の9年間としまして、計画の基準年度は平成19年度といたしております。

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガスの6種類を対象といたしております。

次に、温室効果ガスの排出量の現況と将来予測、B a Uでございますが、これは国のマニュアルや県の実行計画の算定方法をベースにしつつ、伊勢市の実態に近づけるように算出し、推計をいたしております。

将来予測、B a Uにつきましては、平成32年度において温室効果ガス排出量は「125万9千トンCO₂」となりまして、平成19年度と比較しますと2%増加するという結果となりました。

次に温室効果ガスの削減目標でございますが、平成32年度における伊勢市の温室効果ガス排出量を平成19年度比で、2%の森林吸収を含む30%削減といたしております。

次に温室効果ガスの削減目標の考え方でございますが、国、県の対策による削減と、市独自の施策による削減、それと森林吸収量による削減を積み上げまして、基準年度比で30%の削減をめざすことといたしております。

次に、2ページ目をごらんいただきたいと思います。伊勢市の環境の目指す姿について御説明をさせていただきます。

地球温暖化防止分野に関する本市の目指す姿といたしまして、伊勢市環境基本計画において掲げております、環境文化の生きるまち伊勢、地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型のまちを目指すことといたしております。

その目指す姿実現のための将来像といたしまして、エネルギー地産地消のまち、歩くまち・クリーン自動車のまち、ごみゼロのまち、みどりのまち、環境意識の高いまち、これらの5つを定めまして、施策を実施していくことといたしております。

次に協働による施策への取り組みでございますが、目指す姿の将来像の実現のためには、行政だけでなく市民、事業者、滞在者を含めた各主体がそれぞれの役割を認識した上で、着実に施策を進めていく必要がありますことから、各主体の役割を示し、協働により施策

を進めることといたしております。

次に市の率先事項でございますが、前段で御説明させていただいたとおり、伊勢市役所が一つの事業所として地球温暖化に取り組む内容を示したもので、省資源・省エネルギー、ごみの資源化及び廃棄物の減量化を図りまして、率先して温室効果ガス排出量を削減するものでございます。

なお、計画の基準年度、計画の期間、対象とするガスは本計画に合わせております。

次に計画の範囲でございますが、市が行う全ての事業及び市が所有する全ての施設・設備といたしております。削減目標につきましては本計画同様、平成19年度比で30%削減といたしております。

以上が、計画の構成でございます。

次に5番、今後の予定について、御説明させていただきます。資料3—1の5、今後の予定をごらんいただきたいと思います。

今後の予定といたしましては、9月10日から10月9日までパブリックコメントを実施をさせていただいて、広く市民の皆様から意見を募集し、10月頃に環境審議会で議会からの御意見やパブリックコメント提出意見による調整を審議いただいたのち、11月頃、教育民生委員協議会に地球温暖化防止実行計画の最終案を御協議いただく予定で考えております。

以上が、地球温暖化防止実行計画案につきましても御説明とさせていただきます。何とぞ御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただ今の説明、報告に対しまして、御発言がございましたらお願いします。

はい、野崎議員。

○野崎隆太委員

すいません、ちょっと余り細かくやるときりがないので、数点お伺いさせていただきます。

まず、これは温暖化防止実行計画案の中の11ページ、要するに30%削減しますと、平成19年比で書いてある部分なのですが、国において25%というのが出てきたときにも、かなりきついのではないかなという話があったかと思うのですけれども、そもそも国の25%を達成した上でさらに5%上乗せするというような話だと思うのですけれども、これ実行性としては可能だとお考えでしょうか。

◎中村豊治委員長

環境課長。

●坂本環境課長

委員仰せのとおり非常にこの30%削減目標、きつい目標ではないかというふうには認識はしております。

ただ、先ほど25%と言われましたけれども、国のほうは現在25%削減で政策的には取り組んでおります。

ここで市の計画を見ていただきたいと思いますけれども、この実行計画、資料3の3の計画書の12ページをごらんいただきたいと思います。

ここに各部門の削減目標が掲げてさせていただいているわけですが、国・県の施策におきまして、この伊勢地域における削減効果というのが約22.4%ございます。

ということでいきますと、残りの部分を市が独自、もしくは上乘せをして削減する目標というふうに掲げております。

おっしゃいますように30%、非常にきついとは思いますが、将来の子供たちのためですとか、いうことで一生懸命取り組んでいきたいということでこの環境審議会の中では、30%の目標ということで掲げさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ありがとうございます。正直なところ、これはかなり数字としては厳しい数字だと僕は思っています。

あと予算措置の話もちょっとお伺ひしたいのですが、ちょっとこれ、全体的にこの計画を実行したときに例えば自転車道をつくるだとかいろいろな話がいっぱい載っていますけれども、予算としてはどれぐらいかかってくるのかとか、そんなのって、ざくっとでもいいので計算は出ていますでしょうか。

◎中村豊治委員長

環境課長。

●坂本環境課長。

具体的に取り組むに對しての予算措置というのはまだ現在積み上げておりません。

施策をこれから展開していくなかで、当然対費用効果を含めた格好で、必要であるという判断をした場合には、また予算措置のほうをお願ひさせていただくかというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今回これ結構な予算をかけてできたものではなかったかなと思ひているのですが、いろいろな部分でちょっと緩いのではないかなと思ひています。

その予算なんかも、こんなこと本当にできるのかなというようなこともいっぱい載っていますので。

あともう1点ちょっとお伺ひをしたいのですが、実行計画の36ページ、計画の推進管理

について、進行管理体制というところがあるのですけれども、この中で、伊勢市地球温暖化防止実行計画推進委員会仮称というのがあります。

これ、市民、事業者、滞在者、行政の各主体間の連携調整をしながら取り組みを行う協働組織であるというようなかたちであるのですけれども、これの組織の仕方にお伺いをしたいのですが、滞在者というのがここにあります。

これが伊勢への例えば観光客を想定しているのなら、どうやって委員会を組織するのか僕にはちょっとわからないのですけれども、少し教えていただけますでしょうか。

◎中村豊治委員長

環境課長。

●坂本環境課長

委員仰せのようにこの滞在者の位置付けでございますけれども、この滞在者というのは当然、観光客の方たくさんおみえになりますので、観光客の方にも当然取り組みをお願いするわけですが、この委員会の中で考えております滞在者というのは、市内に例えばお仕事であったりとか、学生さんであったりとか、そういう方も市内に滞在していただく方々がみえますので、そういった方々に、推進委員会の中へ入っていただいて、御協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

まあ当然といたしますか、もし学生だったりもしくは他の滞在者が住民票を移せば市民にももちろんなるわけで、よく滞在者という位置付けがわからないなというのが本当のところなのですけれども、正直ちょっとこれ今回の案は、打ち上げた風船というか、花火というのが余りにもちょっと大きいのではないかなと思います。

もう少し実現できる範囲、範囲も9年間になっていきますけれども、例えば3年間、4年間というかたちでも構いませんし、もう少し小さい範囲でやっていくべきではないかなと思います。

以上です。

◎中村豊治委員長

他にございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この資料を見ますと、二酸化炭素の排出量のほとんどが産業部門、それから運輸部門ということで、実際の削減幅というのは逆転しているというふうに思うのですけれども、そういう点では問題もあるのかなと思うのですけれども、要は計画の実行を担保するという

観点で、例えば条例を制定してある程度強制力を持たせるとか、そんなような視点では考えはないのでしょうか。

◎中村豊治委員長

環境課長。

●坂本環境課長

申し訳ございません。今のところ、市で条例という考え方はございませんが、ただ三重県のほうで環境基本条例の、ただいま、確か見直しがされておりまして、その中でこういう温暖化対策についての計画もなされております。

また現在、三重県のほうではこういった温暖化に対する一定規模の企業に対して、そういう計画制度というのがございます。

これは環境基本計画、三重県の環境基本計画に基づいたなかで、そういう一定規模の企業に対して、例えば排出量の規制でありますとか、削減量の計画、そういった計画を提出する義務がなされているように聞いております。

そういったこともございますので、市としては条例化は検討はしておりませんが、そういった県との関わり方によって当然、市域、県の中に伊勢市もございますので、そういったところで事業所の方々には御協力いただけるのかなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

黒木委員、よろしいですか。

他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【浄化槽設置整備事業補助金について】

◎中村豊治委員長

次に、「浄化槽設置整備事業補助金について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

環境課長。

●坂本環境課長

それでは、浄化槽設置整備事業補助金について、御説明をさせていただきます。

資料4-1、浄化槽設置整備事業補助金についてをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、この事業の概要でございますけれども、生活排水による公共用水域水質汚濁を防止することを目的に、公共下水道認可区域外の専用住宅に対しまして合併浄化槽を設置した場合、その設置にかかる費用の一部を国・県・市が3分の1ずつの割合で補助するものでございます。

今回の見直しは、このうち県の補助制度が平成25年度から改正されることに伴い、実施しようとするものでございます。

両括弧2、県補助制度の見直しをごらんいただきたいと思います。

今回の県補助制度の見直しでは、大きく分けて2点が改正されます。まず1点目は、新

築家屋での設置費用に対する補助金を、平成 25 年度は 2 分の 1、平成 26 年度以降は廃止とし、単独浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とするというものでございます。

この改正理由といたしましては、浄化槽法の規定によりまして、新規に浄化槽を設置する場合、合併浄化槽の設置が義務付けられております。こういったことから、補助額の減少が設置基数にほとんど影響しないなどのことが挙げられております。

2 点目でございますけれども、2 点目は単独浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽への転換促進するために、現行の補助金に加えまして、単独浄化槽の撤去費用及び配管にかかる費用の一部を上乗せ補助する制度を新設するというものでございます。

次に 2 番、市補助制度の見直し案について御説明をさせていただきます。

県の補助制度の見直しに伴いまして、まず 1 点目の新築家屋での設置費用に対する補助金につきましては、合併浄化槽は下水道の終末処理場と同等の浄化能力を持っておりまして、生活排水対策には大きく寄与しておりますことから、県の制度は廃止となりますけれども、市の負担分は維持しまして、国の負担分と合わせて継続して補助することといたしております。

この場合の補助金額についてでございますけれども、別表 1 - ①をごらんいただきたいと思っております。

5 人槽の場合を例にとりますと、現行制度におきましては補助金額は 33 万 2 千円で、負担の割合は表のとおりとなっております。

平成 25 年度になりますと、県の補助金が半額となりまして、国の補助金額は市・県合計額の 2 分の 1 の補助としておりますことから、補助金額の合計は 25 万円ということになります。平成 26 年度以降は県の補助金が廃止となりますことから、国の補助金と併せて 16 万 8 千円ということになります。

次に合併浄化槽に転換された場合の上乗せ補助についてでございますけれども、単独浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽への転換を図ることができれば、生活排水対策に大きく寄与しますことから、当市におきましてもこの制度を新設しまして、転換を促進していきたいと考えております。

別表 1 - ②及び 1 - ③をごらんいただきたいと思っております。

これ同じく 5 人槽を例に取った場合の補助金額でございますけれども、単独浄化槽からの転換でありましたら、従来の補助金に加えまして、その撤去費用に対して 9 万円、配管にかかる費用に対して 6 万円を上乗せしまして、補助金額の合計は 48 万 2 千円となります。汲み取りからの転換の場合は、配管補助の 6 万円を上乗せしまして 39 万 2 千円となります。

これらの場合の国・県・市の負担の割合は、表のとおりとなっております。

なお、今回の改正による人槽ごとの補助金額は別表 2 のとおりとなりますので御参照願いたいと思っております。

また、今回の補助制度の改正につきましては、実質的に市の負担が増額となりますことから、3 年間の期間を定めまして、その効果を検証した上で、その後も継続すべきかどうかを検討していきたいというふうに考えています。

以上、浄化槽設置整備事業補助金についての御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただ今の説明に説明に対しまして、御発言もないようでありますので、この程度で終わります。

【特別養護老人ホーム整備状況について】

◎中村豊治委員長

次に、「特別養護老人ホーム整備状況について」報告案件でございますが、当局から報告をお願いいたします。

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

それでは、特別養護老人ホームの整備状況につきまして、お手元の資料5に基づきまして、御説明申し上げます。

三重県が公表した平成25年度老人保健福祉施設の整備方針を受けまして、伊勢市第5期介護保険事業計画に基づき、ホームページ等で事業者の募集を行いましたところ、1事業者の応募がありまして、これを三重県に進達いたしました。

今回の伊勢市の整備数は、計画期間に整備予定の合計200床のうち、整備済みの40床、それから本年度に整備中でありまして120床の合計160床を除いた40床分でございます。

ちなみに、三重県の南勢志摩圏域の整備枠は280床です。

当市が所在する南勢志摩圏域では、他市町からも整備計画書が提出されたとのお話を伺っておりますので、当市から提出した整備計画が採択されるとは限りません。

今後の予定でございますが、三重県による書類審査を経て、年内に外部委員による選定委員会で予備審査が行われた上で、県内福祉圏域ごとに整備事業者が決定されます。

選定された事業者が施設整備に着手するのは平成25年度となりますので、事業所の開設は平成26年4月となる予定です。

御参考までに、伊勢市第5期介護保険事業計画から、施設・居住系サービス施設の整備計画のうち、特別養護老人ホームの計画数等を抜粋し、掲載させていただきました。その下段の表は、年度別の整備数の内訳を掲載させていただきました。整備年度の翌年度に、特別養護老人ホームが開設、運営が開始されます。

なお、平成25年度の計法定員590人に、今回の平成25年度整備分40人を加えますと合計定員は630人となり、平成26年度の計法定員数590人を40人上回ります。

これはですね、米印に記載させていただきましたとおり、計画策定時点で法令改正により平成26年度に広域型630人分のうち、既存の2施設、40人分が地域密着型へ指定区分が変更されることを見込んでおります。

また、裏面には、市内の特別養護老人ホームの一覧を掲載させていただきましたので、御参考にしていただければと存じます。

以上、特別養護老人ホームの整備状況につきまして、御報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎中村豊治委員長

この案件につきましては、報告案件でございますのでこの程度で終わります。

【障害者相談支援事業について】

◎中村豊治委員長

次に、「障害者相談支援事業について」当局からの報告をお願いします。

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

それでは、障害者相談支援事業について御説明申し上げます。

資料1をごらんください。まず1、事業概要でございます。

障害者相談支援事業については、平成18年10月から伊勢市と度会郡4町で、伊勢・度会地区障害者相談支援センター「ブレス」を共同で設置し、運営を社会福祉法人への委託により実施してまいりました。

平成24年4月に障害者自立支援法が一部改正され、相談支援体制の強化のため、市町村に地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置することができると規定されましたことから、平成24年3月に策定いたしました伊勢市障害福祉計画で、平成25年度の設置を目標に掲げ、地域自立支援協議会などで相談体制の検討を行ってまいりました。

近年、増加する相談件数や権利擁護、虐待防止など多様化するニーズに対応し、相談支援の充実を図るため、2、事業内容、括弧1の事業の種類等のおり、新たに、総合的な相談支援を行う丸1、基幹相談支援センター業務と、障害者自立支援法第77条第1項に規定する一次相談などを行う丸2、地域相談支援センター業務をあわせて実施する伊勢市障害者総合相談支援センターを設置しようとするものです。

また、資料6-2に平成23年10月31日付けで厚生労働省から示されました、基幹相談支援センターの役割のイメージを添付いたしておりますので、後ほど御高覧ください。

なお、相談支援事業として、委託する業務内容、相談件数等に相違が生じていますことから、平成25年度以降は、伊勢市と度会郡4町における共同運営とせず、伊勢市単独での相談支援センターの設置運営を考えているところでございます。

次に括弧3、運営方法につきましては、中立・公正な運営を行うことができ、円滑に相談支援事業等を実施できる法人を公募により選定する予定です。

3、運営に係る職員体制については、基幹相談支援センター業務及び地域相談支援センター業務、それぞれ相談支援専門員を2名以上とし、相談支援機能を強化するため社会福祉士等の専門的職員を配置することとしております。

4、委託期間については、平成25年度から平成27年度までの3年間とし、9月補正予算において債務負担行為の新規設定を予定しております。

5、プロポーザル実施等のスケジュールについては、平成24年10月中旬頃、実施要領を公表し、プレゼンテーション及び選定会議を11月下旬頃開催、12月上旬から中旬頃に契約を予定しております。

以上、障害者相談支援事業について御説明申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

す。

◎中村豊治委員長

この案件につきましては、報告案件でございますので、この程度で終わります。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う対応について】

◎中村豊治委員長

次に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う対応について」当局から説明をお願いします。

障がい福祉課長。

●北岡障がい福祉課長

それでは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う対応について御説明申し上げます。

資料7-1をごらんください。

まず、1の事業目的でございます。平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されることに伴いまして、広報・啓発活動を実施して、法の趣旨や障害者虐待の通報義務等を市民に周知することとしております。

また、障害者の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制による虐待防止ネットワークを構築して取り組みを進めてまいります。

次に、2の事業内容についてです。法では、市町村に虐待対応の窓口等となる市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされており、センターの業務の全部又は一部を委託することができるとされております。

障がい福祉課内に伊勢市障がい者虐待防止センターを設置し、丸1、相談、通報、届出の受付のとおり、障害者地域生活相談支援事業を委託している社会福祉法人に、平日・休日・夜間の受付窓口の業務を委託して、対応していく予定です。

丸2、広報啓発につきましては、10月1日号の広報いせ等で、障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報等の窓口を周知していく予定です。

次に括弧2、虐待防止ネットワークの構築、丸1、虐待発生時の対応についてです。

障がい者虐待には、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待がありますが、虐待発生時の対応方針の決定については、障がい福祉課及び伊勢度会地区障害者相談支援センター「ブレス」が対応し、必要に応じて障害福祉サービス事業者や相談支援事業者を招集することとしております。

2ページに、養護者による虐待の場合の対応フロー図を添付いたしておりますので、後ほど御高覧ください。

丸2、虐待防止、早期発見、見守りにつながるネットワークについてです。

障がい者虐待防止センターに運営委員会を設置して虐待防止、早期発見に向けた取り組みを図るため、学識経験者等15名による運営委員会を設置していく予定です。

3 ページから 4 ページに障害者虐待防止法の概要を抜粋して記載しております。

以上、障害者虐待防止法施行に伴う対応について御説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

この案件につきましては、報告案件でございますのでこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を開会をいたします。

長時間御苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 16 分